

「第3回 三重県 港湾みらい共創推進会議」 事項書

日時:令和5年4月27日(木) 9時45分～10時00分

場所:県庁3F 秘書課 プレゼンテーションルーム

1 これまでの港湾みらい共創本部について

2 取組の基本方針について

3 令和5年度以降の進め方について

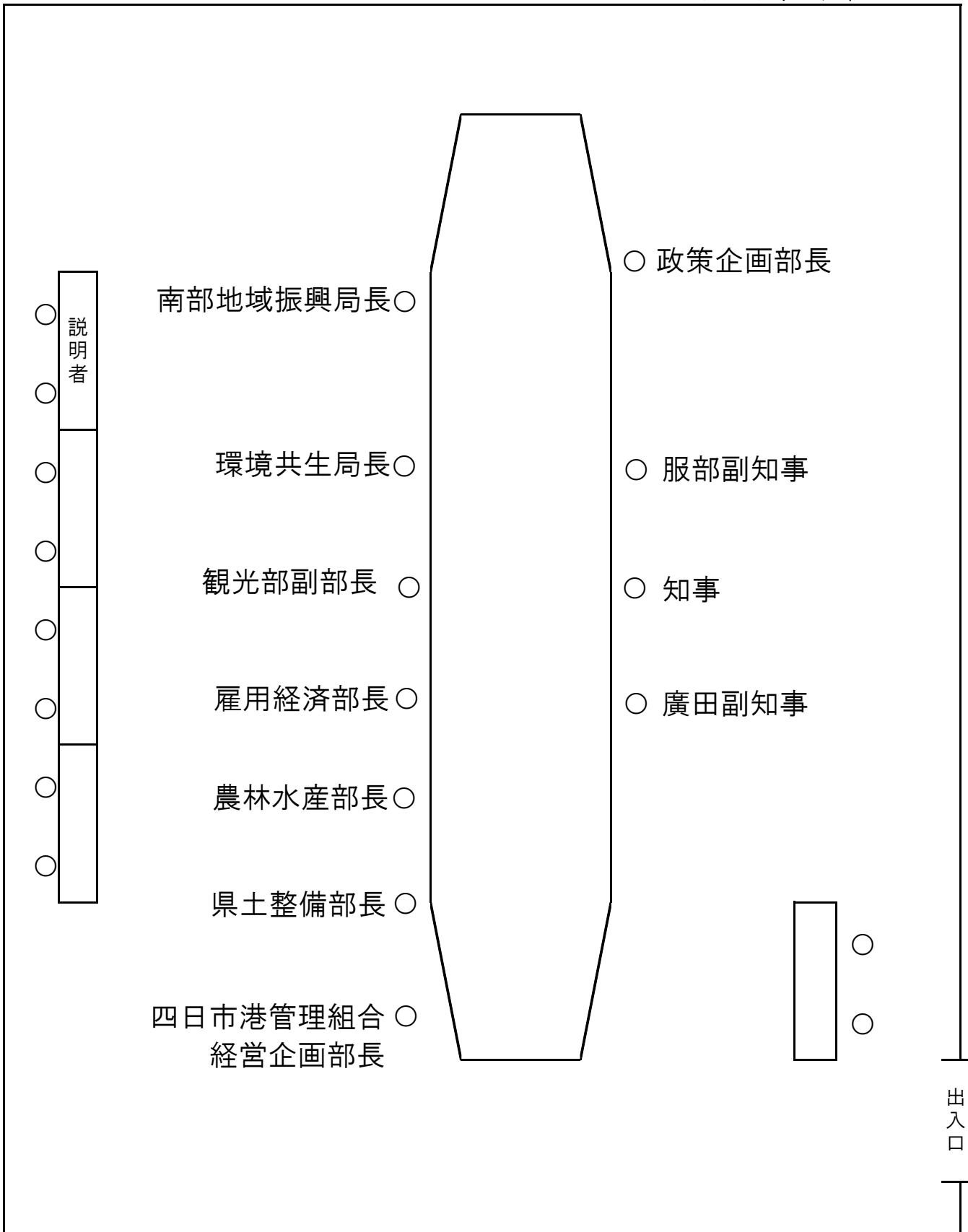
4 その他

(配布資料)

- ・事項書
- ・座席表
- ・資料1:これまでの「港湾みらい共創本部」について
- ・資料2:取組の基本方針(案)について
- ・資料3:令和5年度以降の進め方について
- ・別紙:「三重県 港湾みらい共創本部」における取組の基本方針(案)
- ・参考資料:「三重県 港湾みらい共創本部」設置要綱(案)

第3回 三重県 港湾みらい共創推進会議(4月27日)座席表

プレゼンテーションルーム



1. 「港湾みらい共創推進会議」の概要

「第2回三重県港湾みらい共創本部会議(R4.11.21) 資料1」より転載

第1回 三重県港湾みらい共創本部について

- 多様な関係者と協働し、港湾が関わる新たな課題に対応することなどを目的に「三重県港湾みらい共創本部」を設置し、**港湾の脱炭素化や港湾を用いた地域の活性化**に向けた様々なプロジェクトを計画、推進

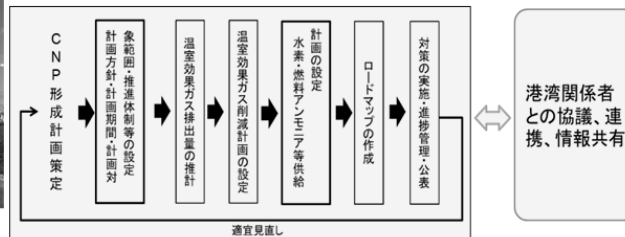
三重県 港湾みらい共創本部

本部長：知事 副本部長：両副知事
 本部長：戦略企画部長、環境生活部長、南部地域活性化局長、農林水産部長
 雇用経済部長、観光局長、県土整備部長
 ※オブザーバー：四日市港管理組合 経営企画部長

○主な検討項目

(1) 港湾の脱炭素化

重要港湾でのカーボンニュートラルに向け
 CNP形成計画の策定



(2) 港湾による地域産業活性化

林業や水産業、工業など港湾と連携した地域
 産業の活性化に資する港湾の取組の検討



(3) 港湾を利用した観光活性化

クルーズ、マリンレジャーなど、港湾と連携した
 観光振興に資する港湾の取組の検討



4/28 第1回本部会議 開催

- ・モデル港湾の抽出
- ・関係者ヒアリング実施など

11/21 第2回本部会議 開催

- ・方針案検討
- ・関係者との対話・協議など

●基本方針の策定

- ・関係者との対話・協議

※本部員会議を適宜開催

令和6年度末

- ・カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画策定
- ・活性化の取組プロジェクト作成
 ※可能なものから着手

令和4年度

令和5年度

令和6年度

2. モデル港湾の抽出(第2回「三重県港湾みらい共創本部」)

「第2回三重県港湾みらい共創本部会議(R4.11.21)資料2」より転載

モデル港湾の抽出について

- 県管理港湾19港の中から、津・松阪港、尾鷲港、鳥羽港をモデル港湾として取組む
- モデル港湾の取組の成果を踏まえ、残る16港湾への横展開を検討する

【モデル港湾と抽出理由】

津・松阪港：重要港湾であり、CNP形成計画の策定対象

取扱貨物量(県内2位)、取扱種類(県内1位)が多く、将来、他港へ横展開が期待できる

尾鷲港：重要港湾であり、CNP形成計画の策定対象

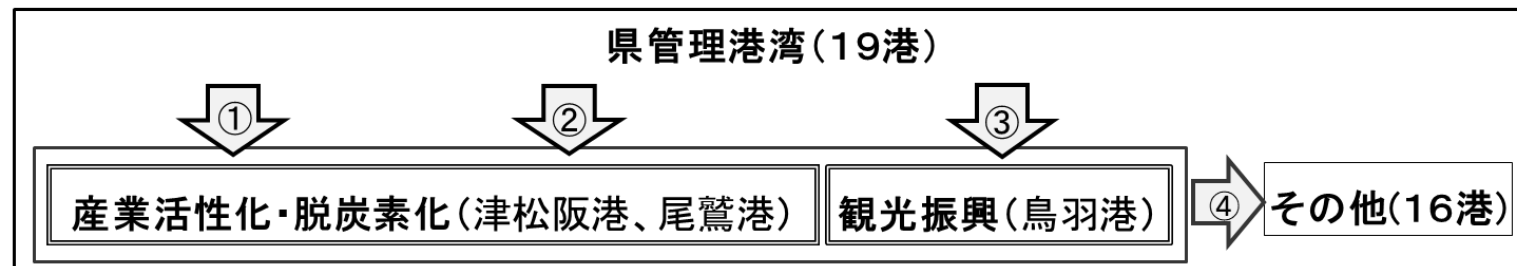
背後地域で林業、水産業のポテンシャルがあり、将来、他港への横展開が期待できる

鳥羽港：県管理港湾内でクルーズ船の入港実績が多い(県内1位)こと

フェリー航路、離島航路が複数あり、港湾と観光が密接な関係にある

【共創本部での主な検討項目】

- ① 港湾の脱炭素化（重要港湾でのカーボンニュートラルポート形成計画の策定 など）
- ② 林業や水産業、工業など港湾と連携した地域産業活性化
（港湾の利用拡大に向けた環境整備 など）
- ③ 港湾と連携した観光活性化（観光振興に向けた港湾の環境整備 など）



④ 他の港湾については、3港(①～③)の検討結果の横展開について別途検討

3. 基本的な考え方と今後の進め方(第2回「三重県港湾みらい共創本部」)

「第2回三重県港湾みらい共創本部会議(R4.11.21)資料4」より転載

今後の進め方について

- ヒアリングなどにより把握した課題を4種類に分類し、それぞれについて基本的な考え方を整理
- 今後、港湾利用者、関係機関との対話等を進めながら、各港湾の特性に合わせた基本方針の策定や具体的な取組計画についての検討を進め、出来るものから取組を行う

◎課題の分類と基本的な考え方

課題の種類	基本的な考え方
維持修繕など港湾管理に関する課題	効果的な港湾利用に結びつく、具体的な維持管理に向けた取組について検討を進める
利用促進に向けた港湾施設に関する課題	後背地の産業集積地等との連携、ニーズに合わせた施設配置など、利用促進に向けた取組について検討を進める
関係市が進めている取組に関する課題	港湾管理者として協力するため、進めている取組についての詳細なヒアリングや対話を進める
脱炭素化に向けた取組に関する課題	まずは、ヒアリング企業を中心に港湾の脱炭素化の取組への参画を求めていく

◎スケジュール(イメージ)



※共創本部の主目的である港湾の脱炭素化、産業活性化、観光活性化毎の分類は、モデル港湾での具体的な取組内容を踏まえて整理

4. 第2回「港湾みらい共創本部会議」での意見

- 情報共有を含め部局間の連携を行いながら取組んでもらいたい。

5. 第2回「港湾みらい共創本部会議」での指示事項

- 港湾とその後背地との連携を重視して進めること
- 脱炭素については、単なる温室効果ガスの排出削減策にとどまらず、洋上風力発電などの動向も注視して進めること

取組の基本方針(案)について

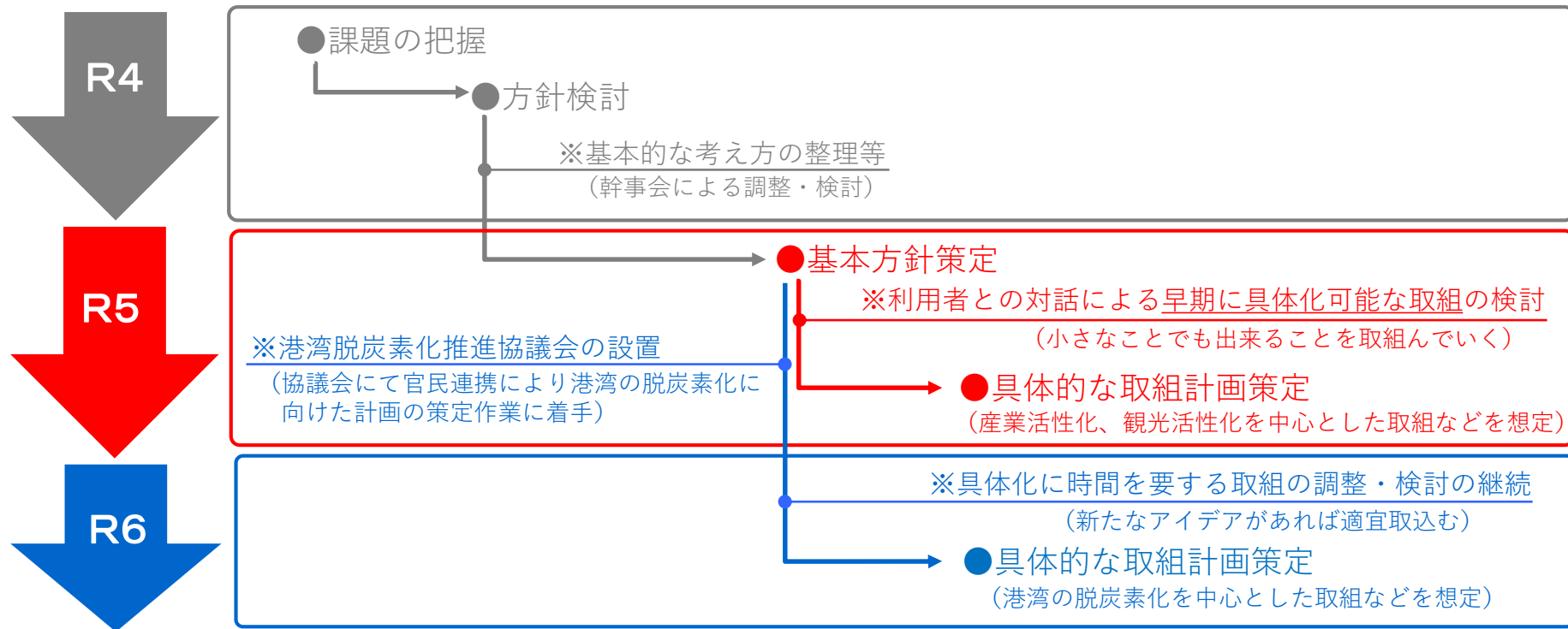
- 第2回で把握した課題や取組への考え方、各部局が進める施策との関連性などを踏まえ、幹事会にて検討をおこない検討結果を「取組の基本方針(案)」として包括的にまとめた
- 今後も継続して利用者と協議・検討などの対話を行い、早期に具体的な取組を進める

◎取組の基本方針(案)

検討項目	津・松阪港	尾鷲港	鳥羽港
脱炭素化	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾関係者が加わった協議会を設置し、港湾脱炭素化推進計画を作成する ・推進計画策定後のPDCAサイクルを通して、協議会参加者と共に、港湾の脱炭素化を進める上での課題の把握や解決策の検討を図る 		
産業活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・洋上風力発電基地港のポテンシャル調査など、新たな港湾利用に向けた取組を進める 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・入港手続きの改善など、港湾利用の利便性向上のための取組を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用形態改善や背後の未利用地との連携など、港湾利用者の利用効率向上に向けた取組を進める 	
観光活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜利用時の利便性改善など、臨海部の利用拡大に向けた受入れ環境向上のための取組を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ船の受入れ体制整備支援、熊野古道など東紀州地域の観光資源との連携など、利用客増加に向けた取組の支援を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地・歩道の管理体制見直し、市街地への周遊性強化など集客拡大に向けた取組を進める ・クルーズ船寄港や離島観光での利便性改善、南部地域の観光資源との連携など、受入れ環境向上のための取組の支援を進める

- 今回とりまとめた基本方針に基づき、港湾利用者と協議・検討などの対話を行い、具体的な取組計画策定を進める
- まずは比較的早期に着手可能と考えられる現行の運用ルールの見直しや利用転換、プロモーションなど、産業活性化や観光活性化を中心に具体的な取組を進め、出来るものから取組んでいく
- 取組を進める中で、港湾利用者との対話を継続し、新たなアイデアの取込みを進め、産業や観光の新たな需要創出の芽を見つけ、港湾の新たな価値の創造に活かしていく

◎令和5年度以降のスケジュール(イメージ)



取組の実施

※策定した取組計画に基づき各部局の施策に展開する

「三重県 港湾みらい共創本部」における取組の基本方針(案)

三重県管理港湾の持つ地域の活性化に向けた機能を高めるとともに、カーボンニュートラル、アフターコロナを見据えた観光復興など、新たな課題への対応を進める必要があることから、令和4年度に、上記対応を進めるために部局横断組織として「三重県 港湾みらい共創本部」を新たに設置したところである。

今回、同本部での調査・検討作業で把握した課題や、関係部局で実施している施策等を勘案し、今後の取組方針について、主な検討項目と選定したモデル港湾別に以下の通りとする。

1. 港湾の脱炭素化について

県が管理する重要港湾である津・松阪港、尾鷲港で以下の方針により、脱炭素化に向けた取組を進める

(1) 津・松阪港、尾鷲港

- ① 港湾関係者が加わった協議会を設置し、協議会での議論を踏まえ、港湾の脱炭素化を進めるための法定計画である「港湾脱炭素化推進計画」作成する
- ② 推進計画策定後のPDCAサイクルを通して、協議会参加者と共に、港湾の脱炭素化を進める上での課題の把握や解決策の検討を図る

2. 港湾による地域産業活性化について

モデル港湾である津・松阪港、尾鷲港、鳥羽港で各々以下の方針により、産業活性化に向けた取組を進める

(1) 津・松阪港

- ① 入港手続きの改善など、港湾利用の利便性向上のための取組を進める

(2) 尾鷲港

- ① 施設の利用形態改善や背後の未利用地との連携など、港湾利用者の利用効率向上に向けた取組を進める

(3) 津・松阪港、尾鷲港、鳥羽港

- ① 洋上風力発電基地港のポテンシャル調査など、新たな港湾利用に向けた取組を進める

3. 港湾を利用した観光活性化について

モデル港湾である津・松阪港、尾鷲港、鳥羽港で各々以下の方針により、産業活性化に向けた取組を進める

(1) 津・松阪港

- ① 海浜利用時の利便性改善など、臨海部の利用拡大に向けた受入れ環境向上のための取組を進める

(2)尾鷲港

- ①クルーズ船の受入れ体制整備支援、熊野古道など東紀州地域の観光資源との連携など、利用客増加に向けた取組の支援を進める

(3)鳥羽港

- ①緑地・歩道の管理体制見直しなど、集客拡大に向けた取組を進める
- ②クルーズ船寄港や離島観光での利便性改善、南部地域の観光資源との連携など、受入れ環境向上のための取組の支援を進める

「三重県 港湾みらい共創本部」設置要綱(案)

(設立趣旨)

第1条 三重県内の港湾は、社会・経済を支える重要なインフラであり、引き続き、地域の活性化に向けた機能を高めるとともに、カーボンニュートラル、アフターコロナを見据えた観光復興など、新たな課題への対応が必要である。

港湾の利活用に関わる部局を横断した取組みの連携を強化するとともに、多様な関係者と協働し、共に港湾への新たな価値を創造するため「三重県 港湾みらい共創本部」を設置する。

(基本取組)

第2条 港湾みらい共創本部(以下「共創本部」という)は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について取り組むものとする。

- (1) 港湾の脱炭素化(カーボンニュートラルポート)に関すること。
- (2) 港湾による地域産業の活性化に関すること。
- (3) 港湾を活用した観光活性化に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 共創本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事とし、会議を招集する。
- 3 副本部長は両副知事とし、本部長を補佐する。
- 4 本部員及びオブザーバーは、別表1に掲げる者とし、検討の進捗をふまえて関係部局長の出席を求める。
- 5 本部の取組に関する調査・検討を行うため、幹事会を置く。
- 6 本部の事務局は、県土整備部港湾・海岸課に置く。

(幹事会)

第4条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 2 幹事長は、県土整備部次長(流域整備)とする。
- 3 幹事は、別表2に掲げる者とする。
- 4 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
 - (1) 共創本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- 5 幹事会は、港湾に係る多様な関係者の協議の場として、必要に応じて分科会を設置できる。

(設置期間)

第5条 共創本部は、3年を期限として取り組みを進めることを原則とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

別表-1

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	政策企画部長
	南部地域振興局長
	環境共生局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長
県土整備部長	
オブザーバー	四日市港管理組合 経営企画部長

別表-2

幹事長	県土整備部 次長(流域整備)
幹事	政策企画部 ゼロエミッションプロジェクト推進監
	南部地域振興局 東紀州振興課長
	環境共生局 地球温暖化対策課長
	農林水産部 農林水産政策・輸出促進監
	雇用経済部 新産業振興課長
	観光部 観光総務課長
県土整備部 港湾・海岸課長	
オブザーバー	四日市港管理組合 経営企画部 企画課長